

分野別審議資料

○ 携帯型心電計に関する使用制限緩和	1
○ 農用地の活用	10
○ 企業立地促進法に係る地方交付税制度の拡充	17
○ 地域観光の振興	25
○ 道路・河川に係る権限委譲	32
○ 地方自治法施行令における「寄附金」取扱いの特例	37
○ 北海道特定活動法人制度の創設	42
○ 認定NPO法人制度の認定要件	48
○ NPOバンク支援	55
○ 法人税率と贈与税率の特例	61
○ ゴールデンウィーク特区	62
○ 国からの権限・事務移譲	74
○ ポストバス	79
○ 国庫補助を受けた公共施設の転用	84
○ 地域通貨を利用した社会福祉に係る給付	88

携帯型心電計に関する使用制限緩和について

1 携帯型心電計について

- ・ 心臓の健康管理を図るため、自分で簡単に心電図測定ができる「携帯型心電計」が開発され、厚生労働省から医療用具の承認を受け、市販されている。
- ・ この「携帯型心電計」で自分の心電図を測定し、電話回線でデータを送信し、測定結果が心電図になって本人に届けられるというシステムも開発されている。
- ・ この「携帯型心電計」は自ら使用することを予定しているものであり、これを他者に対して使用すると、「医行為」である心電図検査にあたると解されている。

2 「医行為」について

(医業、医行為とは)

- ・ 医業とは「当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思を持って行うこと」と解されている。
- ・ 医師でなければ、医業をなしてはならないとされている。（医師法第17条）

(心電図検査を行うことができる者)

- ・ 医師は、医業として、心電図検査を行うことができる。
- ・ 看護師は、診療の補助として、心電図検査を行うことができる。
(保健師助産師看護師法第5条)
- ・ 臨床検査技師は、厚生労働省令で定める生理学的検査として、心電図検査を行うことができる。（臨床検査技師等法施行規則第1条）

(介護現場等における医行為の解釈)

- ・ 近年の医学・医療機器の進歩や、医療・介護サービスの提供の在り方などを背景に、高齢者介護や障害者介護の現場等において、「医行為」にあたるか判断に疑義が生じることの多い行為で、原則として「医行為」ではないと考えられるものが通知により示されている。（平成17年7月26日厚生労働省医政局長通知）
 - ・ 体温計による体温計測
 - ・ 自動血圧測定器による血圧測定
 - ・ 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等の簡易な処置
 - ・ 爪切り、歯磨き、耳垢の除去など

(参考)

※ 特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアについて

- ・ 厚生労働省では、有識者による「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する検討会」を設置し、医行為と解される「口腔内のたんの吸引及び胃ろうによる経管栄養」について、特別養護老人ホームにおいて、医師・看護職員との連携の下で、研修を受けた介護職員が実施することは可能である旨の検討結果を取りまとめた。（平成22年3月26日）
- ・ この検討結果を受けて、厚生労働省では、特別養護老人ホームでの介護職員による口腔内のたんの吸引及び胃ろうによる経管栄養について、標準的手順や条件等を示した通知が発出された。（平成22年4月1日厚生労働省医政局長通知）

■医師法（昭和二十三年七月三十日法律第二百一号）

第十七条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

■保健師助産師看護師法（昭和二十三年七月三十日法律第二百三号）

第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第六条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

第三十一条 看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

2 保健師及び助産師は、前項の規定にかかわらず、第5条に規定する業を行うことができる。

第三十二条 准看護師でない者は、第六条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

第三十七条 保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他の医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣腸を施しその他の助産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りでない。

■臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年四月二十三日法律第七十六号）

第二条 この法律で「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう。

第二十条の二 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法第三十一条第1項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として採血（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）及び第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とすることができます。

■臨床検査技師等に関する法律施行規則

第一条 臨床検査技師等に関する法律（以下「法」という。）第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。

一 心電図検査（体表誘導によるものに限る。）

（以下、略）

ハートケア 会員制
心電図サービス
のお知らせ

自分の健康は、
自分で守る時代です。
末永く健康を維持するために、
今すぐハートケア心電図サービスに
ご入会ください。



入会された方には、
心電計を無料で貸し出します。

- 手のひらサイズで携帯に便利。
- 時間や場所を選ばず簡単に心電図が測定できます。
- どこからでもハートケアセンターに伝送できます。

携帯用小型心電計 重量: 55g / 長さ: 105mm / 幅: 55mm / 厚さ: 8mm
カード・カート CG-2100 医療用具承認番号: 20800BZY00935000

解析結果
を
受け取る

電話で
データを
送信

ご自分で
心電図を
測定

心電図測定サービスの流れ

定期的に、
または自覚症状があるときに、
時間や場所を選ばずに簡単に
心電図を測定できます。

ハートケアセンターへ電話で
計測データを送信します。
心電計の簡単な操作だけで、
素早く送信できます。

●詳しくは裏面をご覧ください。

センターへ送信したデータは
自動解析システムで分析され、
解析結果がファックスまたは
Eメールで届きます。

それが、「ハートケア心電図サービス」です。

あなたの心臓
震えていませんか？

定期的な心電図検査は、異常の早期発見や病気の未然防止につながります。
「少しは気になるけれど、病院に行くほどでもない」「心臓の持病があるので、異常があればすぐに察知したい」
そのような場合に、気軽に簡単に測定できる心電図サービスです。
ぜひ、みなさまの健康な暮らしのためにお役立てください。

医政発第 0726005 号
平成 17 年 7 月 26 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の
解釈について（通知）

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業（歯科医業を含む。以下同じ。）は、医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。

ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要がある。しかし、近年の疾病構造の変化、国民の間の医療に関する知識の向上、医学・医療機器の進歩、医療・介護サービスの提供の在り方の変化などを背景に、高齢者介護や障害者介護の現場等において、医師、看護師等の免許を有さない者が業として行うことを禁止されている「医行為」の範囲が不必要に拡大解釈されているとの声も聞かれるところである。

このため、医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられるものを別紙の通り列挙したので、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否か判断する際の参考とされたい。

なお、当然のこととして、これらの行為についても、高齢者介護や障害者介護の現場等において安全に行われるべきものであることを申し添える。

(別紙)

- 1 水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること
- 2 自動血圧測定器により血圧を測定すること
- 3 新生児以外の者であって入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータを装着すること
- 4 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること（汚物で汚れたガーゼの交換を含む。）
- 5 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができるることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く。）、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服（舌下錠の使用も含む）、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。
 - ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
 - ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
 - ③ 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

注1 以下に掲げる行為も、原則として、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要がないものであると考えられる。

- ① 爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること

- ② 重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿子などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること
- ③ 耳垢を除去すること（耳垢塞栓の除去を除く）
- ④ ストマ装具のパウチにたまつた排泄物を捨てること。（肌に接着したパウチの取り替えを除く。）
- ⑤ 自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと
- ⑥ 市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器（※）を用いて浣腸すること
※ 挿入部の長さが5から6センチメートル程度以内、グリセリン濃度50%、成人用の場合で40グラム程度以下、6歳から12歳未満の小児用の場合で20グラム程度以下、1歳から6歳未満の幼児用の場合で10グラム程度以下の容量のもの

注2 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る。このため、介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうか確認することが考えられる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

また、上記1から3までに掲げる行為によって測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきものである。

注3 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、業として行う場合には実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、

介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。

また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる。

注4 今回の整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の解釈に関するものであり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・民事上の責任は別途判断されるべきものである。

注5 上記1から5まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。上記5に掲げる医薬品の使用の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

注6 上記4は、切り傷、擦り傷、やけど等に対する応急手当を行うことを否定するものではない。

たん吸引、特養で解禁

厚労省 研修受けた介護職員に

厚生労働省は25日、原則として医師や看護師にしか認められない医療行為のうち、たん吸引などをについて、特別養護老人ホーム（特養）の介護職員に一定の条件下で認めることを決めた。近く局長通知を出し、5月とも研修を始める予定。

医師のところの同省の検討会が同日、研修を受けるなど看護師も連携して実施すれば、違法とはあたらないとする報告書を大筋で取りまとめた。警察では、口の中のたんや唾液などを機械で吸引出す「吸引」など、胃と通したチューブから流動食を入れる「経管栄養」。この二つは医療行為と解釈され、医師らにしか認められていない。ただ、比較的危険性が低く、1日ご何度も実施する必要があ

るといふが、自宅で家族が行う場合は違法ではない。2005年には、研修を受けたヘルパーが在宅でたん吸引する事が解禁されている。特養など施設の入居者の高齢化が進み、たん吸引などを必要とする人が増加。夜間に看護師を置けない特養から入所者にたん吸引のケースも出て、介護職員が実施しても問題がないか検討されてきた。

同検討会は昨年9・12月、全国125の特養でモデル事業を実施。その結果、手順を忘れたり、間違ったチューブを装着しそうになつたりした事例が計274件あった。嘔吐を招いたケースもあったが、救急車を呼びほどの事案はなかったとして、検討会は「おおむね安全」と判断した。

実施には入所者の同意、研修のほか、医師の指示のもと看護職員との連携が必要。今回の解禁で、入所者の自己負担が増えることはない。グループホームなど他の施設について、厚労省は「今後の検討課題」としている。

10.3.26 金

朝 日 新 聞

特養ホーム

介護職員の「たん吸引」「胃ろう」「容認」

現場「一步前進だが…」

医師や看護師にしか認められていない、医療行為のたんの吸引や経管栄養を、特別養護老人ホームの介護職員に例外的に認めることが厚生労働省が決めたことを受け、現場からはさまざまな声があがつてきる。「一步前進」と評価する一方、「現行の配置基準では看護師が足りず、その根本的な解決策にはならない」という批判も根強い。

(古川有子)

厚労省が特養ホームの介護職員の実施を認めた医療行為は、たんの吸引と、腹部に開けた穴から管を通して栄養剤を注入する「胃ろう」。4月1日付で各都道府県知事に認めた。



札幌市豊平区の特養ホーム「コスモス苑」の山本施設長は「介護職員の指示のもと連携して行う③看護師による指導や研修を行うなどの条件を満たすこと」を前提に認めた。

札幌市豊平区の特養ホーム「コスモス苑」の山本施設長は「介護職員がたんの吸引を行つてに通知を出し、①入所者の同意を得る②看護職員の指示のもと連携して行う③看護師による指導や研修を行うなどの条件を満たすこと」を前提に認めた。

医療ケアの必要な入所者増加 「看護師配置基準の見直しを」

高齢化や療養病床の削減などで、医療的ケアが必要な人が増えている。施設でみどるケースもあり、「看護師の必要度は高くなっている。配置基準そのものを実態に即して見直すべきではないか」と男性は話す。

同市厚別区の特養ホーム「かりぶ・あつべつ」の石井秀夫施設長も「人間基準は実態と乖離している」と指摘する。同施設には胃ろうの入所者が

施設の態勢としては助かる」と歓迎する。

同市中央区の特養ホ

ムに勤める介護福祉士の男性も「とりあえず、一歩前進ではある」と受け止める。同施設では国

基準を上回る看護師を配置しているが、夜間は常駐していない。このため、夜間は必要に応じて介護職員がたんの吸引を行つていた。

男性は「(たん吸引などを)違法であると意識しながらやるのは、後ろめたい気持ちがなくなったり、いいかもしれない」。しかし、根本的な問題は今回の決定では解決されないとも感じている。

高齢化や療養病床の削減などで、医療的ケアが必要な人が増えている。

施設でみどるケースもあり、「看護師の必要度は高くなっている。配置基準そのものを実態に即して見直すべきではないか」と男性は話す。

同市厚別区の特養ホーム「かりぶ・あつべつ」の石井秀夫施設長も「人間基準は実態と乖離している」と指摘する。同施設には胃ろうの入所者が

11人いる。常勤の看護師は基準の3倍の9人。しかし「それでも足りない」のが実態という。

入所者の平均要介護度は4・2。3、4年前は3・8だった。介護度の高い人や、末期がんなどを対応できるようになれば、胃ろうがネットワークになついた人も受け入れやすくなるかもしない。

医療の必要度の高い入所者が増えているため、介護報酬を増やして看護師の配置基準を引き上げるべきで、石井施設長は「足りないから(医療行為を)介護職員にやらせること」は筋違いだと批判する。

安全性の担保にも疑問の声がある。厚労省の通知では、介護職員に対する研修の具体的な内容や時間数は明確にされておらず、実質、各施設任せの状態だからだ。

道介護福祉士会の小泉昭江会長は、個人の見解としたうえで「入所者の不安や負担にならないよう、一定の基準は必要ではないか」と話す。

新 運 海 北 10.4.15(木)

農用地の活用について

1 農業振興地域制度について

- ・ 「農業振興地域の整備に関する法律」（農振法）に基づき、都道府県は、「農業振興地域整備基本方針」を定め、今後とも長期にわたって農業を振興する地域である「農業振興地域」を指定する。
- ・ 「農業振興地域」の指定を受けた市町村は、「農業振興地域整備計画」を定め、同地域内に、今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき地域として「農用地区域」を設定する。
- ・ 「農用地区域」内の土地は、農業以外への利用が制限され、農地転用は原則として許可されない。
- ・ 農用地区域の設定・変更は市町村の権限であるが、農業以外の土地利用を図ろうとする土地を農用地区域から除外するためには、農振法上、この土地が以下の5つの要件をすべて満たしていることが必要とされている。
 - ① 他に適当な土地がない。（代替性）
 - ② まとまって存在する農用地を分断しない、あるいは、農作業を行う上で支障がないなど、土地を利用する上で支障を及ぼすおそれがない。（集団性、効率性）
 - ③ 認定農業者などへの農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがない
 - ④ 用排水路などの施設の利用に支障を及ぼすおそれがない。
 - ⑤ 生産性を向上させるために行った土地改良事業等が完了した翌年度から起算して8年移譲経過している。

2 農地転用について

- ・ 「農地法」に基づき、4haを超える農地転用の許可は、国（農林水産大臣）が行う。また、2haを超える4ha以下の農地転用の許可は、道が行うが、当分の間、国に協議しなければならないとされている。
- ・ 道では、農地法に基づく2ha以下の農地転用許可（国への協議が必要ない）の事務及び農振法に基づく開発行為の許可事務について、地方自治法に基づく条例による事務処理の特例により、道から市町村への権限移譲を進めているところ。

農地転用に関しては、第2回道州制特区提案で次のとおり提案（平成20年3月）

農地法第4条、第5条に係る4haを超える農地の転用の許可権限を農林水産大臣から道知事に移譲する。

農地法附則第2項の規定による、2haを超える4ha以下の農地の転用に係る道知事の許可に係る農林水産大臣に対する協議を廃止する。

- ・ 国では、平成21年6月に農地法等の改正を行い、農地を最大限に有効利用するため、農地利用者の確保・拡大等を図る一方で、農地の減少を食い止め、農地を確保するため、違反転用に対する処罰強化、都道府県が行う農地転用許可事務の適切な執行を要求するなどの農地転用規制の厳格化を行ったところ。

道からの道州制特区提案に対する国の対応方針（平成21年3月）

農地転用許可制度については、新農地法の施行後5年を目途として、同法の施行状況を勘案して検討する

■農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年七月一日法律第五十八号）

（基本指針の作成）

第三条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、農業振興地域整備基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的な方向
- 二 都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項
- 三 農業振興地域の指定の基準に関する事項（以下、略）

（農業振興地域整備基本方針の作成）

第四条 都道府県知事は、基本指針に基づき、政令で定めるところにより、当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定に関し農業振興地域整備基本方針を定めるものとする。

2 農業振興地域整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項
- 二 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項
- 三 農業振興地域における次に掲げる事項に関する基本的な事項（以下、略）

（農業振興地域の指定）

第六条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定するものとする。

（市町村の定める農業振興地域整備計画）

第八条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。

2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分（中略）

4 市町村は、第1項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第2項第1号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

（農用地区域内における開発行為の制限）

第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。（以下、略）

4 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。

- 一 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。

（以下、略）

(農業振興地域整備計画の変更)

第十三条 都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。市町村の定めた農業振興地域整備計画が第九条第一項の規定による農業振興地域整備計画の決定により変更を必要とするに至つたときも、同様とする。

- 2 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。
 - 一 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。
 - 二 当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
 - 三 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
 - 四 当該変更により、農用地区域内の第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれないと認められること。
 - 五 当該変更に係る土地が第十条第三項第二号に掲げる土地に該当する場合にあつては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。

■農地法（昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号）

(農地の転用の制限)

第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（中略）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。

（以下、略）

- 2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。
（中略）
 - 一 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合
イ 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内にある農地
（以下、略）
- 3 都道府県知事が、第一項の規定により許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項の許可は、条件を付けてすることができる。
（以下、略）

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可（これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（中略）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。（以下、略）

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。

（中略）

一 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合

イ 農用地区域内にある農地又は採草放牧地
(以下、略)

3 第三条第五項及び第七項並びに前条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

附 則

(農林水産大臣に対する協議)

2 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる場合には、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

一 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為（中略）に係る第四条第一項の許可をしようとする場合

三 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為（中略）に係る第五条第一項の許可をしようとする場合

農地法等の一部を改正する法律の概要〔平成21年12月15日施行〕

＜農地制度の見直し＞

(農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法)

農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての農地を確保し、その有効利用を図つていく必要
食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の食料供給力を強化する必要



農地を最大限に有効利用

◇農地法の目的等の見直し

- 目的について、農地が地域における貴重な資源であること、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化
- 農地について権利を有する者の責務として、「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨を明確化

◇農地を利用する者の確保・拡大

- ① 貸借規制を緩和し、会社、NPO等が参入しやすくなるとともに、農村集落において、非農家も含めた構成員による集落営農法人をつくりやすくする等貸借による利用を拡大
- ② 農業生産法人への出資について、農外との連携による経営発展に資するよう外部からの出資規制を緩和(1/10以下の廃止、農商工連携事業者等の場合1/2未満)
- ③ 農協による農業経営は、従来、組合員との関係で制限されていたが、組合員の合意で貸借により可能に

◇農地の面的集積の促進

市町村、公社等の公的な信用力のある機関が、委任を受け、分散した農地を面的にまとめる仕組みを全ての市町村で導入

◇遊休農地対策の強化

所有者が分からず遊休農地についても知事の裁定で公社等が利用できるよう措置

利用の促進

国内の食料生産の増大を通じ国民に対する食料の安定供給を確保

↑
転用期待の抑制

＜農地税制の見直し＞

農地制度の見直しを前提として、農地の相続税の納税猶予制度を見直し

農地を貸すと打ち切りになってしまった納税猶予を、他の人に貸した場合でも適用を受けられるように

これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保

◇農地転用規制の厳格化

- ① 病院、学校等の公共施設への転用についても、許可不要から協議制へ
- ② 違反転用に対する罰則を強化
(法人:300万円→1億円)

◇農用地区域内農地の確保

効率的かつ安定的な農業経営を営む者により利用されている農地等は、農用地区域からの除外を認めない

＜農業委員会の適切な事務執行＞

農地制度においては、農業委員会が重要な役割を果たしていることから、今回の見直しにあわせて、その事務が的確に実施されることを確保

國 土 利 用 の 規 制 権 限 等 の 移 讓

- 現状**
- 土地利用に関しては、国土利用計画法に基づく土地利用基本計画で、都道府県の区域に5地域区分と土地利用の調整に関する事項を定めることとされている。
[5地域区分] 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域
 - 5地域については、それぞれ都市計画法や農振法(*)等の個別法により、方針・計画策定、土地の利用及び保全に対する国の関与・規制がある。

(※)農業振興地域の整備に関する法律

- 課題**
- 土地の利用及び保全に関する権限は、基本的に都道府県の権限とすべきであるが、許可等権限の一部が国に残っているとともに、決定に当たって関係大臣との協議や同意を要する。
 - 土地の利用及び保全に関しては、地方分権の観点から、国は全国を通じる基本的枠組みを法律で定めるに止め、未だ国に残っている権限の移譲と将来的には国の関与の縮小を図り、広域的・総合的行政主体である北海道が一括して調整すべきである。

目指すすがた

権限移譲

農地転用の許可や保安林の指定等に係る国の権限の移譲

4ha超の農地転用の許可権限(2ha~4haの協議含む)

国

民有保安林の指定・解除等権限

国

今回提案

全国的な統一性の確保などを名目として国に留保されている権限

当該部分の事務費等の交付金化

権限移譲

広域的、総合的行政主体である北海道が決定

国の施策との整合性などを名目として個別案件ごとに必要とされている
国の協議・同意を廃止

最終的な姿

相互に競合する法律	協力する法律
国土利用計画法	
都市計画法	国土交通省
農業振興地域の整備に関する法律	農林水産省
農地法	経済産業省
森林法	環境省
自然公園法	厚生労働省
自然環境保全法	など

国に留保されている権限の移譲
国への協議・同意の廃止

北海道からの道州制特区提案に係る対応について

(第2次提案 平成20年4月2日提出)

No	提案項目・内容	主な関係省庁	対応	内 容
1	国土利用の規制権限等の移譲 (財源移譲を要望) (内容) 土地の利用及び保全に関して、広域的・総合的な行政主体である北海道が一括して調整することができるよう、全国的な統一性の確保などを名目として未だ国に残っている農地転用許可権限や民有保安林の指定・解除権限等を道に移譲する。	農林水産省	農地転用許可制度については、新農地法の施行後5年を目途に実施主体の在り方、農地のための確保があることとしておき、当該規定に基づき対応する。 同法の施行状況を勘査して検討	第171回通常国会に農地法等の一部を改正する法律案を提出したところ。 上記法律案の附則において、法施行後5年を目途にして、国と地方公共団体との適切な役割分担の実施等について検討を加え、必要があることとしておき、当該規定に基づき対応する。

企業立地促進法に係る地方交付税制度の拡充

1 企業立地促進法について

(企業立地促進法の仕組み)

- ・「企業立地促進法」は、地域の特性と強みを活かした企業立地の促進を通して地域産業の活性化を目指して、平成19年に制定された。
- ・この法律に基づいて、道と市町村が共同で「基本計画」を策定。(道内では16地域)
- ・基本計画に定められた区域において、基本計画で定めた指定集積業種に該当する事業者が工場等の新增設した場合には、税制上の優遇措置を受けることができる。
(※ただし、税制上の措置ごとに対象業種及び要件が定められており、指定集積業種がすべて優遇措置を受けられるわけではない)

(税制上の優遇措置)

① 国税の優遇措置

- ・一定の要件を満たす機械装置・建物等を取得した場合に、当該設備等について、租税特別措置法上の特別償却の対象となる。
- ・対象業種 海外生産比率の高い業種～製造業のうち14業種(繊維、化学、鉄鋼等)
農林水産関連業種～食料品製造業など12業種 ※H20に追加された

② 地方税の優遇措置

- ・一定の要件を満たす土地・建物等を取得した場合に、地方税(不動産取得税・固定資産税)の減免の対象となる。
- ・対象業種 製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業など
※なお、自治体が不動産取得税・固定資産税を減免した場合に、その3/4が普通交付税で補填される。(自治体は、課税免除額の1/4を自己負担)

2 過去の類似提案について

- ・平成20年3月に「企業立地促進法に基づく権限の移譲」として、第2回道州制特区提案において提案を行ったところ。

企業立地促進法に基づく地域の基本計画は、国への協議・同意を不要とする。
課税特例の適用対象業種を、道条例で地域が独自に決定できるようにする。

- ・当該提案に係る国と道の協議において、国からは、国税の減収につながる事項を法ではなく条例で定めること、全ての地方公共団体の共有財源である地方交付税を特定の団体の判断で配分すること、いずれも実現困難であるとの意見が示された。
- ・道からの提案に対する国の対応方針(平成21年3月)

企業立地促進税制等については、将来の道州制の税財政のあり方に関する議論を踏まえて継続検討する。

■企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律 (平成十九年法律第四十号)

(基本計画)

第五条 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村(特別区を含む。以下単に「市町村」という。)及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県(以下単に「都道府県」という。)は、共同して、基本方針に基づき、第七条の規定により組織する地域産業活性化協議会における協議を経て、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標
- 二 集積区域として設定する区域 (中略)
- 五 集積業種として指定する業種 (以下、略)

(企業立地計画の承認)

第十四条 同意集積区域内において企業立地を行おうとする特定事業者は、当該企業立地に関する計画(以下「企業立地計画」という。)を作成し、当該同意集積区域を管轄する都道府県知事の承認を申請することができる。

(課税の特例)

第十九条 承認企業立地計画に従って企業立地を行う承認企業立地事業者であって、同意集積区域内において指定集積業種のうち次に掲げるものに属する事業のための施設又は設備を新設したものが、当該新設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

- 一 国内外の厳しい競争条件の下にある業種であって、その業種に属する事業に係る企業立地が地域における産業集積の形成等を特に促進するものとして政令で定めるもの
- 二 その業種に属する事業に係る企業立地が地域における産業集積の形成等に資する業種であって、農林漁業との関連性が高いものとして政令で定めるもの

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第二十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、承認企業立地計画に従って特定事業のための施設のうち総務省令で定めるものを同意集積区域内に設置した事業者(指定集積業種であって総務省令で定めるものに属する事業を行う者に限る。)について、当該施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(中略)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

企業立地促進法に基づく支援措置

企業立地促進法について

「企業立地促進法」(以下「法律」という。)は、平成19年に制定された法律で、地域の特性と強みを活かした企業立地の促進を通して地域産業の活性化を目指すものです。

この法律に基づいて、道と市町村が共同で作成する、いわゆる企業立地のマニフェストが「基本計画」です。(各地域の基本計画は別掲のとおり)

北海道では、市町村と共同で道内16の地域で「基本計画」を作成し、国の同意を得ました。(平成22年3月25日現在)

これにより指定集積業種に該当する事業者の方が工場等を新增設した場合に税制上の優遇措置等を受けることが出来ますので、是非ご活用ください。

企業立地促進法による支援措置を受けるには

企業立地計画

基本計画に定められた区域において、指定集積業種に属する事業の工場等の新增設を行う場合は、計画内容をまとめた「企業立地計画」を作成し、その計画について、知事の承認を得ることが必要です。
※工場等の新增設とは

- ・新たに工場等の建物を取得(建設等により未共用の建物を取得)し、操業する場合をいいます。
- ・空き工場等の中古物件を取得した場合でも、新增設とみなす場合があります。
- ・工場等を賃貸により使用する場合は、新增設とはなりません。

事業高度化計画

基本計画に定められた区域において、基本計画で定めた指定集積業種に属する事業の高度化(生産性の向上)のための設備の取得等を行う場合は、計画内容をまとめた「事業高度化計画」を作成し、その計画について知事の承認を得ることが必要です。

※事業の高度化とは

- ・新製品開発及び生産、生産能力向上、生産効率化等のための設備の取得等をいいます。

主な支援メニュー

- 国税の優遇措置<別掲>……企業立地促進法税制[特別償却制度・建物8%、機械装置15%]
- 地方税の優遇措置<別掲>…不動産取得税免除(道税)
固定資産税減免(市町村によって措置の有無や内容が異なります。)
- 低利融資制度<別掲>……株日本政策金融公庫による低利融資
- 中小企業信用保険法特例……一般保証と別枠で「地域産業集積関連保証」を受けることができます。

※制度毎に支援措置の対象となる要件が異なります。 詳細については、関係機関にお問い合わせください。

手続きの流れ

企業立地計画
又は
事業高度化計画
作成

知事へ申請
※土地の取得又は
工事着工等の15日前まで

知
事
の
承
認

土地取得
工事着工
機械導入

手続き

・税務署
・総合振興局・振興局
税務課・道税事務所
・市町村
・金融機関 等

※工事着工等とは:基礎工事に着手する日(例:杭打ちを開始した日)または機械装置等の取得日のいずれか早い日をいいます。

※申請書提出先 ※早い時期にご相談ください。

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部産業立地・エネルギー局産業立地課立地推進グループ

電話:011-204-5324(課内直通) Email:keizai.sanrichi@pref.hokkaido.lg.jp

※お問い合わせは上記または各総合振興局・振興局商工労働観光課へ

企業立地促進法税制[特別償却制度]

「企業立地計画」の承認を受けた事業者が、同計画に従って、一定の要件を満たす機械装置並びに建物等を取得した場合に、当該設備について、特別償却の対象となります。

※償却率：機械装置15%、建物8%

対象業種

※業種区分：日本標準産業分類(平成19年11月改訂)による

海外生産比率の高い業種

- 繊維工業(11)
- 化学工業(16)
- 窯業・土石製品製造業(21)
- 鉄鋼業(22)
- 非鉄金属製造業(23)
- はん用機械器具製造業(25)
- 生産用機械器具製造業(26)
- 業務用機械器具製造業(27)
(武器製造業を除く)
- 電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)
- 電気機械器具製造業(29)
- 情報通信機械器具製造業(30)
- 輸送用機械器具製造業(31)
- 時計・同部品製造業(323)
- 眼鏡製造業(3297)

農林水産関連業種

- 食料品製造業(09)
- 飲料・たばこ・飼料製造業(10)
- 木材・木製品製造業(12)
- 家具・装備品製造業(13)
- パルプ・紙・紙加工品製造業(14)
- プラスチック製品製造業(18)
- コム製品製造業(19)
- 各種商品卸売業(50)
- 飲食料品卸売業(52)
- 木材・竹材卸売業(5311)
- 農業用機械器具卸売業(5411)
- 家具・建具卸売業(5511)

投資規模等要件

<投資規模要件>

機械装置：単価1千万円以上かつ3億円以上
建物等：5億円以上

<投資規模要件>

機械装置：単価5百万円以上かつ4千万円以上
建物等：5千万円以上

<事業の高度化に資する設備で、下記のいずれかに該当すること>

- ア 新製品・新商品の開発又は製造のための設備
- イ 生産性を向上させる設備(労働生産性が、従来設備と比べて10%以上向上するもの)

【新製品・新商品】

製造業：当該事業者が反復継続的に提供(量産提供)していなかった製品・商品又は従来の製品に比べて性能(例：集積回路の集積度、燃費等)が、10%以上向上するもの等

卸売業：これまで取引関係を有しなかった顧客の製品・商品又は既存の流通設備では、取り扱っていなかった製品・商品等

【労働生産性】

製造業：「生産数量÷従業者数」又は「生産額÷従業者数」

卸売業：「取扱数量÷従業者数」又は「売上高÷従業者数」

労働者一人当たりの生産性

設備の取得時期

企業立地計画の承認後

手続きの流れ

- ①企業立地計画承認申請書を道へ提出
- ②知事の承認
- ③建設工事着手等、資産取得
- ④確定申告時に特別償却の償却資産の計算に関する付表を添付

地方税の減免[不動産取得税・固定資産税]

「企業立地計画」の承認を受けた事業者が、同計画に従って一定の要件を満たす土地・建物を取得した場合に、地方税(不動産取得税・固定資産税)の減免の対象となります。

対象業種・要件

※業種区分:日本標準産業分類[平成19年11月改訂]による(情報通信技術利用業除く)

- 製造業
- 情報通信業
 - * 情報サービス業(39)
 - * インターネット附随サービス業(40)
 - * 映像・音声・文字情報制作業(41)
- 情報通信技術利用業
 - * コールセンター
- 運輸業
 - * 道路貨物運送業(44)
 - * 倉庫業(47)
 - * こん包業(484)
- 卸売業
 - * 各種商品卸売業(50)
 - * 繊維・衣服等卸売業(51)
 - * 飲食料品卸売業(52)
 - * 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業(53)
 - * 機械器具卸売業(54)
 - * その他の卸売業(55)
- 自然科学研究所(711)

農林漁業関連業種

- 製造業のうち
 - * 食料品製造業(09)
 - * 飲料・たばこ・飼料製造業(10)
 - * 木材・木製品製造業(12)
 - * 家具・装備品製造業(13)
 - * パルプ・紙・紙加工品製造業(14)
 - * プラスチック製品製造業(18)
 - * ゴム製品製造業(19)
- 卸売業のうち
 - * 各種商品卸売業(50)
 - * 飲食料品卸売業(52)
 - * 木材・竹材卸売業(5311)
 - * 農業用機械器具売業(5411)
 - * 家具・建具卸売業(5511)

<投資規模要件>

土地・建物の合計取得金額 2億円超

<投資規模要件>

土地・建物の合計取得金額 5千万円超

取得時期

建物:企業立地計画の承認後

土地:基本計画同意の日以降に取得し、取得の日から1年内に建設着手するもの

手続きの流れ

①企業立地計画承認申請書を道へ提出(土地の取得又は工事着手の15日前まで)

②知事の承認

《不動産取得税(道税)の場合》

※あらかじめ、課税地を所管する総合振興局・振興局(税務課)へお問い合わせください。

③施設設置の日までに課税免除の「指定申請書」を支庁に提出

④「課税免除申請書」を課税対象資産の取得から30日以内に支庁に提出

《固定資産税(市町村税)の場合》

・各市町村により制度の有無や内容が異なりますので、当該市町村にお問い合わせください。

普通交付税措置(減収補てん)

制度の概要

地方税を課税免除等した自治体に対し、課税免除等額の75%を普通交付税で補てん。自治体は、課税免除等額の25%を自己負担(自治体の課税免除等期間:最大3年間)。

①対象税目

都道府県:不動産取得税
市町村:固定資産税

②対象自治体

都道府県及び市町村
財政力指数:都道府県0.46未満
財政力指数:市町村 0.67未満

措置の対象となる施設に係る取得価格要件

①製造業(②の業種を除く)、情報通信業、情報技術利用業(コールセンター)、運輸業、卸売業(②の業種を除く)、自然科学研究所

承認企業立地計画に基づき取得した施設における家屋又は構築物を構成する減価償却資産及び当該家屋又は構築物の敷地である土地の取得価格の合計額が2億円を超えるもの。

②【農林漁業連業種】

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品卸売業、ゴム製品製造業、各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業、家具・建具卸売業

承認企業立地計画に基づき取得した施設における家屋又は構築物を構成する減価償却資産及び当該家屋又は構築物の敷地である土地の取得価格の合計額が5,000万円を超えるもの。

企業立地促進法に基づく権限の移譲

現状

- ・企業立地促進法は、地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取組を支援し、地域経済の自律的発展の基盤を図ることを目的として平成19年6月に施行された。
- ・この法律においては、国が策定する基本方針に基づき、都道府県と市町村が、地域産業活性化協議会での協議を経て、基本計画を作成し、主務大臣に協議し、同意を得ることとなっている。

課題

- ・企業立地促進法の制度の活用に当たっては、地域の特性を發揮した「強み」を有する産業の振興を図ることが不可欠である。
- ・しかし、地域の作成した基本計画に国の「同意」を要することから、地域の主体的な取組に対し国の関与が生じ、地域経済の自律的発展を図る上で支障となる恐れがある。
- ・また、本法の設備投資事業者への課税特例は化学、鉄鋼、電気・電子機器など66業種に限定されており、北海道が強みを持つ「観光」「食品産業」などが特例対象業種となっていないことから、産業集積のある他府県に比べて、この法律を活用した企業立地の取組が停滞する恐れがある。

目指すすがた

権限移譲・関与縮小
条例委任

企業立地促進法に基づく権限の移譲

企業立地促進法に基づく地域の基本計画は、国への協議・同意を不要とする。

地域の強みや特性を活かした産業の集積を図るために、課税特例の適用対象業種を、条例により、地域が独自に決定する。



- 地域が主体となった、効果的な企業誘致策を進めることができる。
- 広域に分散して存在する地域の強みや特性に見合った産業の集積が促進されることにより、1次・2次・3次産業の有機的連携により、観光、食品業などを下支えする本道経済全体の底上げが図られる。

北海道からの道州制特区第2次提案に係る対応について

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対応	内 容
7	企業立地促進法に基づく権限の移譲	経済産業省	将来の道州制の税財政等のあり方に關する議論を踏まえて継続検討	・企業立地促進税制等については、将来の道州制の税財政等のあり方に關する議論を踏まえて継続検討。

(内容)
地方団体が策定する企業立地に係る基本計画に対する国への協議・同基を不要とするとともに、課税特例及び減収補てんの適用対象業種を条例により地域が独自に決めることができるようにする。